



島根県報

平成18年 3 月31日 (金)
号外 第 55 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則		
島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則	(企 業 立 地 課)	1
告 示		
島根県企業立地促進助成金交付要綱の一部改正	(企 業 立 地 課)	1
拠点工業団地立地促進補助金交付要綱の一部改正	(")	2

公布された条例等のあらまし

島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第39号)

1 規則の概要

コールセンター業に対する助成金は、投下固定資本額を基礎として算定することとした。(第 8 条関係)

2 施行期日

平成18年 4 月 1 日から施行することとした。

規 則

島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3 月31日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第39号

島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

島根県企業立地促進条例施行規則 (平成 4 年島根県規則第43号) の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「数」の次に「 (第 2 条第 3 号シのコールセンター業にあっては、投下固定資本額) 」を加える。

附 則

- この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。
- この規則による改正後の島根県企業立地促進条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる島根県企業立地促進条例 (平成 4 年島根県条例第23号) 第 4 条第 1 項の規定による認定に係る計画 (以下「認定計画」という。) について適用し、同日前に行われた認定計画については、なお従前の例による。

告 示

島根県告示第454号

島根県企業立地促進助成金交付要綱 (平成 5 年島根県告示第429号) の一部を次のように改正する。

平成18年 3 月31日

島根県知事 澄 田 信 義

第2条第3号中「取得した投下資本」の次に「(当該認定企業が同企業に全額出資している企業(主たる事務所が県外にあるものに限る。))の投下固定資本を賃借する場合にあっては、当該投下固定資本を含む。)」を加える。

第4条中「土地を」を「投下固定資本を」に、「当該土地の」を「その」に改める。

第5条第1項中「合計額」の次に「(規則第2条第3号シのコールセンター業にあっては、第1号に掲げる額)」を加える。

様式第1号別紙中「2 雇用助成」の次に「(注2)」を加え、「(注2)」を「(注3)」に、「(注3)」を「(注4)」に、
「2 ソフト産業の場合においても、派遣労働者等を除く。 を
3 ソフト産業の場合のみ記入すること。」

「2 コールセンター業の場合においては、記入しないこと。

3 ソフト産業の場合においても、派遣労働者等を除く。 に改める。

4 ソフト産業の場合のみ記入すること。」

附 則

1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

2 この告示による改正後の島根県企業立地促進助成金交付要綱の規定は、平成18年4月1日以後の島根県企業立地促進条例(平成4年島根県条例第23号)第4条第1項の規定による認定(以下「認定」という。)に係る助成金について適用し、同日前の認定に係る助成金については、なお従前の例による。

島根県告示第455号

拠点工業団地立地促進補助金交付要綱(平成8年島根県告示第623号)の一部を次のように改正する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

第2条第1号中「旭拠点工業団地」を削り、同条第2号中イを削り、ウをイとし、同条第5号中「土地の造成事業者(益田拠点工業団地及びソフトビジネスパーク島根にあっては島根県土地開発公社、旭拠点工業団地にあっては島根県企業局をいう。)」を「島根県土地開発公社」に、「平成18年3月31日」を「平成19年3月31日」に改め、同条第6号中「ソフトビジネスパーク島根に」を削り、「土地造成業者」を「島根県土地開発公社」に改める。

第4条第1項第1号中「及び旭拠点工業団地」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第6条中「及び旭拠点工業団地」を削る。

様式第1号及び様式第2号中「法人登記簿謄本」を「法人の登記事項証明書」に改める。

様式第4号別紙1中「又は旭拠点工業団地」を削る。

附 則

1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

2 この告示による改正後の拠点工業団地立地促進補助金交付要綱の規定は、平成18年4月1日以後に締結される契約に係る補助金について適用し、同日前に締結された契約に係る補助金については、なお従前の例による。